

泊発電所 3 号機における保安規定に定める運転上の制限の逸脱について
(3 B-非常用ディーゼル発電機の手動停止)

平成 21 年 8 月 19 日、定格出力にて試運転中の泊発電所 3 号機において、3 B-非常用ディーゼル発電機*1の定期試験を実施していたところ、15 時 13 分、過給機*2の不調により、3 B-非常用ディーゼル発電機を手動停止しました。

この状態は、保安規定に定める運転上の制限*3を満足していないことから、15 時 14 分、運転上の制限からの逸脱を宣言しました。

原因は調査中です。

なお、3 A-非常用ディーゼル発電機の健全性は確認済みです。

また、本事象による外部への放射能の影響はありません。

* 1 非常用ディーゼル発電機

- ・ 外部電源が喪失した場合に、発電所を安全に停止するために必要な電源を供給し、さらに工学的安全施設作動のための電源を供給する。
- ・ 2 基設置しており、1 カ月に 1 回、ディーゼル発電機を待機状態から起動し、定格出力で運転可能であることを確認する。

* 2 過給機

- ・ 機関の排気ガスのエネルギーを利用しタービンを回すことにより燃焼用空気を圧縮して機関に供給する装置 (ターボチャージャー)。

* 3 保安規定に定める運転上の制限

- ・ 保安規定に定める運転上の制限においては、運転中は非常用ディーゼル発電機が 2 基とも動作可能であることを規定している。

以 上